

## 生活文化スポーツ局消費生活総合センター会計年度任用職員募集要項

項目	内容
職名	東京都消費生活相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都消費生活総合センター相談課 (新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)
職務内容	消費生活相談業務(消費生活に関する助言・あっせんその他の相談関連業務)
採用予定人員	3名程度
応募資格・求められる能力	1 職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、採用予定日現在で次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有する方 (1) 消費生活相談員(国家資格) (2) 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」 (3) 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」 (4) 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」 2 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月16日(土曜日出勤あり。日曜日及び祝日の勤務は原則としてなし)
勤務時間	9時から17時45分まで ※その他、常勤職員の対応に準じたオフピーク通勤等への協力を依頼する場合あり 所定勤務時間を超える勤務 有(業務の必要上やむを得ない場合)
休憩時間	通常 (休憩時間)12時00分から13時00分まで 昼休み当番 (休憩時間)13時00分から14時00分まで 又は 11時00分から12時00分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬額	<p>月額 268,000円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>
社会保険	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有</p>
応募方法等	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 会計年度任用職員申込書（別紙1枚目）</p> <p>(2) 会計年度任用職員選考用課題に係る作文（別紙2枚目）</p> <p>※各様式は、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロード可能です。  <a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/etc/index.html">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/etc/index.html</a></p> <p>2 申込期限</p> <p>令和6年5月13日（月曜日）午後5時必着</p> <p>3 提出方法</p> <p>郵送、持参又はメールにより以下「応募・問い合わせ先」宛てに提出</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 電話番号は、日中も含めて確実に連絡が取れる番号を記載してください。</p> <p>(2) 住所は、現住所（送付された通知を確実に確認できる住所）を記載してください。</p> <p>(3) メールで提出する場合、件名の頭に「<b>【採用選考応募】職名</b>」の記載を必ず入れてください。</p> <p>(4) 応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考 申込書及び作文による書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接（消費生活相談に関する専門知識及び人物についての個別面接）</p>
選考実施日程	<p>(1) 第一次選考</p> <p>第一次選考の結果は、令和6年5月17日（金曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。</p> <p>(2) 第二次選考</p> <p>第二次選考合格者の面接は、5月23日（木曜日）に実施予定です。第二次選考の結果については、5月27日（月曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。</p> <p>なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられませんので、予め御了承ください。</p>
問い合わせ・申込先	<p>〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 16 階</p> <p>東京都消費生活総合センター 活動推進課管理担当</p> <p>電話 03 (3235) 1151 (直通)</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:S1121901@section.metro.tokyo.jp">S1121901@section.metro.tokyo.jp</a></p> <p>※個人情報のため、メールの送り間違えのないよう十分お気を付けください。</p>